

栃木県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

制定 令和5（2023）年3月20日 経技第1239号

改正 令和5（2023）年7月6日 経技第464号

改正 令和6（2024）年4月16日 経技第663号

第1 趣旨

この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）」に基づく、「環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）」又は「特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「特定計画」という。）」の認定について、法並びに「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号）」、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）」及び「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン（4環バ161号。以下、「ガイドライン」という。）」に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 計画の作成

計画の認定を受けようとする農業者又は農業者の組織する団体は、別記様式第1号（実施計画）、第2号（特定計画）又は第3号（実施計画及び特定計画）を作成するものとする。

第3 計画の提出

- 1 計画の認定を受けようとする農業者は、別記様式第4号、5号又は第6号に必要な書類を添付し、計画を実行する事業活動場所を管轄する農業振興事務所長に1部提出するものとする。なお、事業活動場所が複数の農業振興事務所の管轄をまたぐ場合、主たる事業活動場所を管轄する農業振興事務所長に提出するものとする。
- 2 各種の支援策を集中的・重点的に実施するため、各種支援策を実施する国、都道府県、市町村、日本政策金融公庫、農業協同組合等（以下、「関係機関等」という。）においても計画の認定を受けようとする農業者の情報を共有しておくことが適当であると考えられる。そのため、計画の認定を受けようとする農業者は、別記様式第21号を農業振興事務所長に提出するものとする。

第4 計画の認定

- 1 農業振興事務所長は、申請者より指導・助言等を求められた場合、必要に応じ市町や関係機関・団体等と協力して現地調査を実施し、計画及び実施等に対する指導・助言を行う。
- 2 農業振興事務所長は、申請された計画の認定審査にあたっては、法第19条第5項及び法第21条第5項並びに基本方針及びガイドラインに則して行う。
- 3 計画を認定した場合、農業振興事務所長は、申請者に別記様式第9号又は第10号により、関係機関には別記様式19号により通知するものとする。認定通知書に記載する認定番号は、別紙のとおりとする。

- 4 農業振興事務所長は、特定計画については関係市町長に対し、別記様式第11号により通知するものとする。
- 5 特定計画が認定された場合、知事は別記様式第12号により、関東農政局長に通知するものとする。
- 6 認定しなかった場合、農業振興事務所長は、別記様式第13号により認定をしない理由を明らかにした上で、申請者に対しその旨を通知するものとする。

第5 特定計画の意見聴取

農業振興事務所長は、特定計画の認定をするときは、法第21条第17項の規定に基づき、別記様式第7号に当該認定に係る計画の写しを添付し、当該計画に係る関係市町長の意見を聴取するものとする。

なお、「関係市町長」とは、当該計画の実施区域をその区域に含む市町の長を指す。この場合、関係市町長は、とちぎグリーン農業推進方針に照らして適切なものであること等の認定要件に則し適当か否かを判断し、別記様式第8号により意見を回答するものとする。

第6 実施計画の変更

- 1 法第20条第1項又は第22条第1項の規定に基づき認定を受けた者が当該認定にかかる実施計画を変更しようとするときは、変更申請書（別記様式第14号）を農業振興事務所長に提出するものとする。

変更申請書には、規則第9条又は第14条の規定に基づき、変更後の実施計画及び変更前の実施計画の実施状況報告書（別記様式第15号）その他必要な書類を添付するものとする。

- 2 実施計画の変更の認定審査に当たっては、第4の手続を準用するものとする。
- 3 実施計画の再認定は、原則として認定期間の最終年度の1月までに申請するものとする。
- 4 法第20条第2項又は第22条第2項の規定に基づき、認定を受けた農業者が認定計画の軽微な変更をしようとするときは、別記様式第16号により、農業振興事務所長に届け出る。

認定実施計画の軽微な変更とは、次に掲げるものとする。ただし、設備等の導入の内容の全部または一部を変更する場合は、認定計画の軽微な変更には当たらない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
 - (2) 環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の6か月以内の変更
 - (3) 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について10%未満の増減を伴うもの
 - (4) (1)～(3)に掲げるもののほか、地域の名称又は地番の変更その他の環境負荷低減事業活動実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと県が認める変更
- 5 変更を認定した場合、別記様式第20号により認定を受けた者に通知するものとする。

第7 実施計画認定の取消し

- 1 農業振興事務所長は、認定を受けた者が実施計画に従って環境負荷低減事業活動又は特定環

境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときには、法第20条第3項又は第22条第3項の規定により、当該実施計画の認定を取り消すことができる。

- 2 農業振興事務所長は、災害その他の事情により環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を継続することが困難になった等により、認定を受けた者等から自発的な認定の取消しの申出（別記様式第16号）があった場合、当該認定を取り消すことができる。
- 3 認定を取り消したときは、認定計画認定取り消し通知書（別記様式第17号）により認定を受けた者に通知するものとする。また、当該認定計画について法第19条第6項又は第21条第6項に基づく協議を行った関係行政機関の長及び法第21条第17項に基づく意見聴取を行った関係市町長に対し、その旨を通知する。

第8 実施状況の報告

- 1 認定を受けた者は、毎年5月末日までに実施計画実施状況報告書（別記様式第18号）を農業振興事務所長に提出するものとする。
- 2 農業振興事務所長は、毎年6月末日までに実施計画実施状況報告書を取りまとめ、農政部長（経営技術課長）に提出するものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は令和5（2023）年3月20日から適用する。

改正後の要領は、令和5（2023）年7月6日から適用する。

改正後の要領は、令和6（2024）年4月16日から適用する。

別紙

認定番号の付け方

認定番号は、農業振興事務所ごとに年度ごとに認定番号を付ける。

変更の認定の場合、変更前の認定番号で認定するものとする。

再認定の場合は、新たに認定番号を付けて認定するものとする。

(記載例)

〇〇農業振興事務所で令和5（2023）年度に環境負荷低減事業活動の認定1件目の場合

〇農振環第令5－1号

申請が複数名いる場合、認定番号に枝番を付ける

〇農振環第令5－1－1号

※特定環境負荷低減事業活動の認定の場合

〇農振特環第令5－1号